

体育施設等使用料の減免基準（令和元年6月1日より適用）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除することができる。ただし、団体本来の活動目的でない使用、入場料を徴収して使用する場合を除く。
 - (1) 市（市が設置する附属機関含む）が主催又は共催、委託する事業のために使用する
とき。
 - (2) 市内に所在する公共的活動を目的とする団体が市民のための公益的な活動をする
とき。
 - (3) 市内の福祉関係団体（営利団体を除く。）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第
283号）第15条第4項の規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年
厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第2の規定による療育手帳、精神保健及び
精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定によ
る精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人により構成されている団体やその
保護者団体が使用するとき。ただし、野球場照明施設使用料を除く。
 - (4) 市内の保育園、幼稚園認定こども園などや小中学校が授業、行事、部活動の一環と
して使用するとき。ただし、野球場照明施設使用料を除く。
 - (5) 市が認める青少年（中学生以下）で構成する団体のクラブ活動のため使用すると
き。ただし、大会等での使用、野球場照明施設使用料を除く。
 - (6) 国や他の地方公共団体が主催又は共催する事業等で、市が関わる必要があるとし
て、関係する所管課が認め使用するとき。
 - (7) 次項第4号に規定する使用者の介助員（使用者1人につき、1人を限度とする。）
が使用するとき。
 - (8) その他市長が公益上特に使用料を免除することを適当と認めたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料の2分の1以内を減額することができ
る。ただし、団体本来の活動目的でない使用、入場料を徴収して使用する場合、野球場
照明施設使用料を除く。
 - (1) 非営利団体等が、市民活動を活発にするため実施する講座、講習会、発表会、展示
会、スポーツ・レクリエーション大会などで使用するとき。
 - (2) 市内の団体が市の後援を得て行う大会等で使用するとき。ただし、市外の団体の場
合は4分の1を減免する。
 - (3) 市が認める団体（スポーツ協会加盟団体、社会教育団体等）が使用するとき（高校
の部活動を含む）。
 - (4) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を
受けている市内の人が、施設を個人的に使用するとき。
 - (5) その他市長が使用料を減額することを適当と認めたとき。